

質疑(応答記録)

公告No. : No. 71

公告日 : 令和 3年 5月 19日

工事名(件名) : 磯津漁港水産物供給基盤機能保全事業(浚渫工事)

整理番号	質疑事項	回答
1	浚渫土砂受入料金は、浚渫土処分量の増減(実施処分量)があった場合、変更対象となるのでしょうか。	変更対象となりません。
2	磯津漁港内の停泊漁船等に関しては、施工前に移動が可能と云うことでよろしいでしょうか。	移動は可能です。 ただし、特記仕様書2 第3条 (1)のとおり協議、対策が必要です。